

事業名	国定公園等整備事業（自然環境整備交付金）
事業内容 （目的・概要）	<p>国立公園、国定公園、長距離自然歩道（国立公園及び国定公園の区域と重複する区間を除く。）等に係る地域（以下「国定公園等地域」という。）において、自然環境、自然風景、歴史・風土・文化等、地域固有の特性を踏まえ、地域の生態系や自然環境を取り戻すための自然再生事業、環境学習、エコツアーリズム等の普及を図るための自然とのふれあいの場の整備、優れた自然風景・景観の保全形成を図るための整備等を実施し、自然環境の保全と適正な利用を推進することを目的とする。</p>
事業主体	県及び市町
採択要件	<p>1 自然環境整備計画（以下「整備計画」という。） 県が策定した整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金が交付される。</p> <p>（1）整備計画 県は、国定公園等地域における地域固有の特性を踏まえ、自然環境の保全と適正な利用の両立を推進するために実施する各種事業を記載した整備計画（計画期間：3～5年）を策定。整備計画には、成果目標とその達成状況を評価するための指標を設定。</p> <p>（2）交付金の交付 国は、県が策定した整備計画が、国定公園等地域に係る上位計画等（国立公園計画、国定公園計画、長距離自然歩道整備計画及び自然再生基本方針）に適合するとともに、整備計画に掲げられた成果目標・指標と整備内容の整合がとれている場合、年度ごとに交付金を交付。</p> <p>（3）事後評価 県は、計画期間終了時に成果目標の達成状況等に関する事後評価を実施し公表。</p> <p>2 交付対象 県が策定した整備計画に位置付けられた県及び市町の実施する事業のうち、次に掲げる施設の整備等を対象とする。 なお、国立公園の事業は、①公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策に資するもの、又は②訪日外国人の快適な公園利用に資するものの、いずれかの対策を講じることを目的とした施設の整備。</p> <p>（1）国立公園・国定公園の施設 ア 自然公園法施行令第1条に掲げる施設（道路及び橋、広場及び園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設及び公衆便所、博物展示施設、植生復元施設及び動物繁殖施設※、砂防施設及び防火施設、自然再生施設）及び付帯施設 ※動物繁殖施設は国定公園のみ。 イ アの施設の整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等</p> <p>（2）国指定鳥獣保護区の施設（国立公園及び国定公園区域と重複する区域</p>

	<p>を除く。)ただし、平成18年度以前からの継続事業に限る。</p> <p>ア 自然公園法施行令第1条に掲げる自然再生施設に準ずる施設</p> <p>イ アの施設の整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等</p> <p>(3) 長距離自然歩道の施設(国立公園及び国定公園区域と重複する区間を除く。)</p> <p>ア 歩道及び橋、歩道付帯施設(路傍休憩地、標識類)、利用拠点施設(トレイルセンター、園地、駐車場、野営場、公衆便所、給排水施設等)</p> <p>イ アの施設の整備を実施するために必要な各種調査、測量、設計等</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>○交付金の額の算定 国立公園の事業は対象事業費の50%、他の事業は45%が市町分を含めて県に一括交付される。</p> <p>○交付金の配分 県に交付された交付金の配分は、県の裁量によって決定される。</p>		
制度創設年度	平成17年度		
関係省庁名	環境省		
最近の実績	平成25年度	26	百万円
	平成26年度	22	百万円
	平成27年度	32	百万円
	平成28年度	31	百万円
	平成29年度	23	百万円
	平成30年度	111	百万円
	令和元年度	39	百万円
	令和2年度	72	百万円
	令和3年度	36	百万円
	令和4年度	18	百万円
問い合わせ先	環境県民局自然環境課		
	Tel	082(513)2932	e-mail kanshizen@pref.hiroshima.lg.jp